

所掌事項

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定、変更等に関し、交通、福祉、商業等様々な観点から総合的に検討を行うとともに、策定した計画の推進を図るために必要な事項を検討すること。

設置根拠

宮古市立地適正化計画検討協議会設置要綱

設置年月日

令和4年6月9日

委員定数

34人

委員任期

2年

現任委員発令日

令和4年7月8日

現任委員任期満了日

令和6年7月7日

担当課

都市整備部都市計画課

TEL : 0193-62-2111 内線 3315

FAX : 0193-63-9115

E-mail : toshi@city.miyako.iwate.jp

備考